

令和6年度香川地方最低賃金審議会
特定（機械・船舶・電気）最低賃金
合同第1回専門部会議事録

令和6年9月25日（水）

高松サポート合同庁舎

アイホール

出席者 機械 公益側 籠池、春日川、高塚
労働者側 佐山、橋本
使用者側 川西、近澤、村上

船舶 公益側 東、籠池
労働者側 立石、中塚、中原
使用者側 家田、檜垣、宮崎

電気 公益側 東、春日川、高塚
労働者側 門、土田、箸方
使用者側 池田、木下、白石

- 議 題 (1) 部会長及び部会長代理の選出について
(2) 「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会
運営規程」等について
(3) その他

○賃金室長

ただ今から、令和6年度香川県特定最低賃金の「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情

報通信機械器具製造業」の3業種の合同によります専門部会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、香川労働局労働基準部賃金室長の西田と申します。

今年度、初めての専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

それでは、座って進めさせていただきます。

それでは、初めに、西原労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

○労働基準部長

香川労働局労働基準部長の西原でございます。

この度は、本特定賃金に係る専門部会の委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。

また本日は、ご多忙の中、また暑さが残る大変暑い中、この合同第1回専門部会にご出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、本審委員の方々の努力によりまして、今年度、香川県最低賃金につきましては、時給970円となりまして、昨年の918円から過去最高52円のアップをしたところでございます。この金額は香川県で10月2日より発効することとなっております。事務局である労働局として、この金額の周知徹底につきまして力を入れてまいります。

そして、本日から特定業種における最低賃金の審議をお願いする次第です。

本日は最初の会議ということで、共通事項等の合同の打ち合わせですけれども、以降は、香川県で設定されております機械、船舶、電気の3つの特定最低賃金につきまして、それぞれの産業の実情に応じたご審議をいただき、10月16日までに、是非とも県の最低賃金と同様に全会一致により、県民の皆様にご納得いただける答申を

各業種で取りまとめていただきますようお願い申し上げる次第です。

私ども事務局といたしましても、各専門部会の円滑な運営のため、誠心誠意努力をさせていただく所存でありますので、これからの特定最低賃金の審議につきまして、どうぞよろしく願いいたします。

○賃金室長

最初にお断りいたしますが、特定最低賃金の正式名称は長いため、説明の中では、従前どおり「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」は「機械」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」は「船舶」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」は「電気」の略称を使用いたしますことについてご了承願います。

次に、各部会の成立状況についてご報告させていただきます。

専門部会の成立要件につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項によりまして、委員定数9名の3分の2以上、すなわち6名以上の出席があれば、専門部会は成立することとなっております。

本日は、3業種の合同部会ですが、それぞれの部会毎に成立を確認する必要がありますので、各部会の出席状況をご報告いたします。

機械につきましては、公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の計8名の出席。

船舶につきましては、公益代表委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計8名の出席。

電気につきましては、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名の出席でございます。

3つの部会すべて有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

次に、本日の専門部会の開催に至るまでの経緯につきまして、簡単にご説明いたします。

現在、香川県におきましては、4つの特定（産業別）最低賃金が設定されております。この特定最低賃金は、先に審議が行われました地域別最低賃金とは異なり、特定の業種について決定されている最低賃金でございます。

その改正につきましては、まず、関係労使から「改正の申出」があった最低賃金に関してのみ、労働局長から最低賃金審議会に対して「改正の必要性の有無」について諮問を行い、審議会において「改正の必要性」があるか否かについてご審議いただきます。

その結果、「改正の必要性あり」との答申が出されたものについて、労働局長から最低賃金審議会に対して「金額改正の諮問」を行いました。

最低賃金審議会ではそれぞれの業種ごとに専門部会を設置して金額審議を行っていただき、答申をいただくという流れになっております。

本年7月に4つの特定最低賃金に係る金額改正の申出が関係労働組合から行われました。

申出につきましては、適用労働者の概ね3分の1以上の労働者の合意が要件となっておりますが、申出のあった冷凍調理食品製造業については、この要件を満たしておりませんでしたので、改正の必要性の有無についての諮問ができませんでした。

そのほかの「機械」、「船舶」、「電気」については、適正であり

ましたのでこれを受理し、この申出に基づき、7月31日開催の第3回本審において、香川労働局長から「改正の必要性の有無についての諮問」を行いました。

そして、7月31日に開催いたしました運営小委員会においてご審議いただいた結果、3つの特定最低賃金ともに改正の必要性ありとの結論に至り、その結果が8月5日開催の第4回本審に報告され本審で承認され、同日、会長から労働局長あてに「改正の必要性あり」との答申をいただきました。

そこで、15ページの資料6「最低賃金の改正決定について（諮問）」のとおり、同日、労働局長から香川地方最低賃金審議会に対し、3つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行うとともに、専門部会を設置してご審議いただくため、各専門部会の委員推薦のための公示と関係労使からの意見聴取のための公示を行いました。

各団体からの推薦に基づき、8月27日付けで各専門部会委員の任命をさせていただきました。

また、意見聴取のための公示に基づき提出された意見書が21ページからの資料8です。資料8-1は労働者側から、資料8-2は使用者側からのものとなっております。

以上が本日までの経緯でございます。

お手元の資料につきましては、専門部会ごとに作成しておりますが、必要に応じて間に白紙ページを入れ、3業種分のページが共通となるようにしておりますので、ご了承願います。

なお、異なる資料は資料No. 1、資料No. 2、資料No. 7、資料No. 8-1、8-2となっております。

続きまして、事務局より各委員をご紹介させていただきます。

会議資料の1に各部会の委員名簿をつけさせていただいておりますので、順番にお名前のみ五十音順でご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員でございます。

東委員でございます。「船舶」と「電気」の専門部会を担当させていただきます。

籠池委員でございます。「機械」と「船舶」の専門部会を担当させていただきます。

春日川委員でございます。「機械」と「電気」の専門部会を担当させていただきます。

柴田委員でございます。本日は欠席ですが、「船舶」の専門部会を担当させていただきます。

高塚委員でございます。「機械」と「電気」の専門部会を担当させていただきます。

次に、専門部会別の労・使各委員でございます。

まず、「機械」専門部会です。

労働者代表委員として、佐山委員でございます。今日は欠席されておりますが、中村委員でございます。橋本委員でございます。続いて、使用者代表委員として、川西委員でございます。近澤委員でございます。村上委員でございます。

次に、「船舶」専門部会です。

労働者代表委員として、立石委員でございます。中塚委員でございます。中原委員でございます。続いて、使用者代表委員として、家田委員でございます。檜垣委員でございます。宮崎委員でございます。

次に、「電気」専門部会です。

労働者代表委員として、門委員でございます。土田委員でございます。箸方委員でございます。続いて、使用者代表委員として、池田委員でございます。木下委員でございます。白石委員でございます。

以上、23名の体制となっております。

よろしく願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

労働基準部長の西原。賃金指導官の三津。労災保険給付調査官の橘川。地方労働基準監察監督官の森脇。専門監督官の田淵。そして、私、賃金室長の西田でございます。

事務局といたしましては、専門部会の審議が円滑に進みますよう努力して参りますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、議題（1）の「部会長及び部会長代理の選出」に入らせていただきます。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第24条及び第25条の規定によりまして、公益代表委員より選出していただくこととなっております。

これまでは、公益代表委員の中で予め候補についてご協議いただき、委員の皆様のご承認を得て、決定してまいりましたが、今回もそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

○賃金室長

ありがとうございます。異議がないようですので、それでは、公

益代表委員でご検討いただきました部会長及び部会長代理をご報告いたします。

「機械」専門部会につきましては、部会長に籠池委員、部会長代理に春日川委員。

「船舶」専門部会につきましては、部会長に柴田委員、部会長代理に籠池委員。

「電気」専門部会につきましては、部会長に東委員、部会長代理に高塚委員ということをございました。

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

ありがとうございます。

それでは、今後の個々の部会の議題につきましては各部会長にお願いし、部会長が欠席の場合は部会長代理にお願いすることといたします。

本日は合同専門部会ですので、部会長を代表して、本審の会長代理でもあります東部会長に議事の進行をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

それでは、東部会長、よろしく願いいたします。

○東部会長

ただ今、「電気」専門部会の部会長を仰せつかりました東でございます。

本日は、「機械」「船舶」「電気」の合同部会ということで、各部会長を代表して議事の進行役を務めさせていただきます。

皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

特定最低賃金の令和6年度の調査審議にあたりまして、最初に労使の委員の皆様をお願いしたいのは、特定最低賃金は労使のイニシアティブによって決定されるものでありますので、それぞれのお立場、ご主張は異なると思いますが、慎重かつスムーズに、全会一致をもって適切な金額を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「機械」の部会長、「船舶」の部会長代理を担当されます籠池部会長からも一言ご挨拶をお願いいたします。

○籠池部会長

機械の部会長と船舶の部会長代理を担当いたします籠池でございます。

全会一致をもって適切な金額を決めさせていただければというふうに思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○東部会長

ありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題（2）「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。資料の3ページの資料2をご覧ください。

標題の部会名が違っているだけで、内容については同じとなっております。それぞれの運営規程第8条の議事録の作成にかかる規程の改正についてご説明をいたします。

これまで議事録につきましては、部会長及び部会長の指名した委員2人に確認をしていただいておりますが、これを廃止し、議事録（案）を全委員にメール送信するとともに、発言された委員より修正箇所があれば修正箇所と修正内容をご連絡いただき、修正のうえ議事録を作成して、作成した議事録を全委員にメール送信するという方法に変えるというものです。

これに伴いまして、第8条で「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。」と規定されているものを「会議の議事については、議事録を作成する。」としております。

なお、香川地方最低賃金審議会と同審議会が設置してございました香川県最低賃金専門部会及び運営小委員会の運営規程においては、それぞれ、これと同様の内容への改正が承認されており、本審は本年3月15日、香川県最賃専門部会は本年7月19日、運営小委員会は本年7月31日から、それぞれ改正された規程が施行されています。

つきましては、議事録確認委員による議事録の確認を廃止することに伴う規程改正について、ご審議いただきたいと思います

います。

○東部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

○賃金室長

続いて、文言の整理に関する改正についてもご審議をお願いいたします。

各部会の専門部会運営規程(案)の3ページの第4条をご覧ください。

第4条において、赤字で示しております香川労働局長という文言が、第1項の2行目と第2項の1行目と第3項の3行目の計3か所規定されています。これについて、5ページの資料No.3の香川県最低賃金専門部会運営規程第4条と同様の内容にし、3ページの第1条に、かっこが書かれているものとの統一性を図るために、最初の香川労働局長の後に、赤字で書いておりますけれども、(以下「局長」という。)を挿入しまして、その後の香川労働局長は、香川労働を削除して、局長に改正するというものです。

こちらつきましては、形式的な変更ですが、ご意見を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○東部会長

今の点について、いかがでしょうか。

文言の整理ということで、よろしいかと思えます。

それでは、「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」につきましては、「案」を取っていただき、本日から施

行することといたします。

続いて、部会の公開について、皆様の意見をお伺いしたいので事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。会議の公開につきましては、専門部会運営規程の第7条に規定されています。「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」とされています。

さらに、第8条第2項には「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされています。

これらの規程及びこれまでの審議を踏まえ、昨年度は、当専門部会の第1回は会議を公開し、議事録及び会議資料についても公開となっております。

第2回以降の会議につきましては、令和4年度までは非公開とし、議事要旨を公開していましたが、令和5年度から、公労委員、公使委員で行う金額審議以外の部分と、結審することとなる回の、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使の委員で行う会議の部分につきましては、会議を公開し、議事録及び会議資料についても公開となっております。

また、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公

開することとし、昨年度実施した結果をもとに、公開、非公開について今年度さらに検討することとしていました。

以上です。

○東部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等がございますか。

○各委員

(意見等なし)

○東部会長

ここで、部会の公開に関して、規程によりますと原則公開で「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの場合は、部会長は会議や資料について非公開とすることができるとなっておりますが、本年度の取り扱いにつきましては、まず私の意見を述べさせていただき、皆様のご意見を伺ったうえで最終的に決定したいと思います。

それでは、まず私からの意見でございますが、部会の会議のうち、これまで非公開としている公労委員、公使委員で行う金額審議と結審する会の金額審議後の公労使の委員で行う会議の部分につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致することから、今年度も会議を非公開とせざるをえないと考えています。

それ以外の非公開としている部分につきましては、議事録の公開などについて委員から慎重な意見もあることなどから、もう1年様

子を見て、世の中の動きも見ながら、来年度、公開、非公開について、再度検討することにしたらいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○各委員

(意見なし)

○東部会長

よろしいですか。

それでは、香川県特定最低賃金専門部会の第2回目以降につきましては、昨年度と同様今年度も公労委員、公使委員で行う金額審議の部分と、結審することとなる回につきましては、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使委員で行う会議以外の部分につきましては非公開とします。

公開する部分につきましては、議事録、資料を公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することにします。

本年度実施した結果をもとに、公開、非公開について来年度再度検討することとしますが、これでよろしいでしょうか。

○各委員

(「異議なし。」の声あり)

○東部会長

はい、ありがとうございます。

柴田部会長は本日欠席されるということで、今申しました私の意見に異議ない旨、事前にご承認いただいております。

機械の籠池部会長は、いかがでしょうか。

○籠池部会長

はい、異議ございません。

○東部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、次に7月2日に開催されました本審において、承認されております資料4の「審議の進め方等について」、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

9ページの資料4をご覧ください。

最低賃金の審議の進め方等についてですが、7月2日に開催されました、本年度第1回目の本審においてご承認をいただいたものでございます。

特定最低賃金に関する主な内容をご説明いたしますと、

まず、1の「審議の進め方について」の

(2)各専門部会は、同時期に調査審議することがある。

(3)業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。

(4)専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。

(5)最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議とするが、この場合、全会一致で決議することを原則とする。

(6) 効力発生の日を指定して審議を行うことができる。

(9) 審議日程について、初回時に次回、次々回まで調整する。

とされています。

次に、「特定最低賃金について」の(3)後段の効力発生日について、12月15日を努力目標としておりますのは、香川県での特定最低賃金の発効日は、従来12月15日としてきたことによるものでございます。

(4)につきましては、来年度の特定最低賃金に係る申出について、来年3月に開催予定の本審におきまして、その意向の有無を確認するというものでございます。

11ページの資料5は、ただ今ご説明しました発効日について、答申日ごとの最短での発効日をお示しした一覧表でございます。

この一覧表の13ページ、黄色で指示した行を見ていただきたいのですが、左側が答申日で右の端が発効日となっております。

12月15日を発効日とするためには、遅くとも10月16日までに答申をいただく必要があるということで、日程表はこれに沿って組んでおります。

以上でございます。

○東部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの審議の進め方等の説明について、何かご意見、ご質問等はございますか。

○各委員

(意見等なし)

○東部会長

それでは、各専門部会において、この「審議の進め方等について」のとおり、専門部会の審議回数は概ね3回とし、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって本審の決議としますが、この場合には、全会一致が原則であることにご留意いただきながら、各専門部会の3回目までに答申が得られますよう、よろしくお願い致します。

以上をもちまして議題（2）を終わりにして、議題（3）の「その他」について、事務局の方で何かございますか。

○賃金室長

少し説明が長くなりますが、お配りしている各資料について簡単に説明いたします。

資料6、7、8につきましては、これまでの説明で触れておりますので省略させていただきます。

31ページの資料9は、現在の香川県最低賃金と特定最低賃金4つの金額の一覧表です。

33ページの資料10は本年度の香川県最低賃金の概要でございます。10月2日から970円、引上げ額52円、引上げ率5.66%となっております。

35ページの資料11は香川県の平成23年度以降の最低賃金の推移です。機械、船舶、電気は香川県最低賃金とほぼ同じように右肩あがりでございます。

37ページの資料12は、「特定最低賃金対象業種の状況」です。平成28年度からの適用事業場数、基幹的労働者数、影響率、未満率、引

上げ額等の推移などをまとめたものです。

未満率、影響率について簡単に説明させていただきますと、中ほど「4 影響率（ ）内は未満率」とあります。県最賃の影響率と未満率を例にとりますと、右端の令和6年度の上段に「20.1%」、下段に（1.6%）とあります。

これは、今年6月の統計資料に基づき、賃金が918円から970円となったときに970円を下回る労働者の割合が20.1%いることを示しています。これが影響率です。下段の1.6%は、6月の時点で918円を下回っている労働者の割合を示しており、これが未満率です。

39ページの資料13は、香川の賃金概況です。

令和5年6月分の賃金についての調査結果でございます。令和2年調査より集計方法が見直されたことにより、令和2年調査結果と令和元年以前までの調査結果とは接続性を欠くものとなっております。

51ページの資料14は、本年6月に実施した賃金改定状況調査結果で、6月1日現在の全国集計でございます。

56ページ第4表①は、産業計、男女計、男女別の賃金上昇率でございます。

香川県が属しておりますBランクの産業計男女計の賃金上昇率は、令和5年2.0%、令和6年2.4%、全体では、令和5年2.1%、令和6年2.3%となっております。

63ページの資料15は、香川県政策部統計調査課による令和6年6月分香川の賃金、労働時間及び雇用の動きでございます。

産業別の常用労働者一人当たりの現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与等のデータを表しております。事業所規模5人

以上及び30人以上の事業所について、毎月実施している調査でございます。

65 ページは6月現在の産業別常用労働者の1人平均月間現金給与額となっております。

68 ページは名目賃金指数で、令和2年の現金給与総額の平均を100として令和3年からの産業別の推移を表しており、いわゆる賞与も含まれております。

81ページの資料16は、香川労働局職業安定課発表の令和6年7月分の香川県の雇用情勢でございます。

有効求人倍率は1.43倍で全国第7位、前月と同水準で、156か月連続で1倍台でございます。正社員の有効求人倍率は1.16倍で、前年同月より0.01ポイント減少しております。

99ページの資料17は、香川労働局職業安定課発表の令和6年3月卒新規学卒者初任給情報でございます。

最近の新規学卒初任給の動向につきましては、初任給額は令和5年と比べ、高卒5千円増、短大卒6千円増、大学卒7千円増といずれも増加しております。

103ページの資料18は、四国財務局発表の令和6年7月香川県内経済情勢報告でございます。

104ページの令和6年7月判断の総括判断では、「持ち直しのテンポが緩やかになっている」とされております。

113ページの資料19は、2024年9月11日付け日本銀行高松支店発表の香川県金融経済概況でございます。

概況として、「香川県内の景気は、緩やかに持ち直している。」とされております。

115ページの資料20は、日本銀行高松支店、徳島事務所発表の企業短期経済観測調査結果の概要(2024年6月)―四国地区、香川県、徳島県―でございます。

116ページの業況判断は、香川の2024年6月においては、全産業では、プラス6ポイント、同様に全国は、プラス12ポイントとなっております。

125ページの資料21は、四国経済産業局発表の令和6年6月分四国地域の経済動向でございます。

「四国地域の経済は、一部に足踏みがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。」とされております。

135ページの資料22は、香川県政策部統計調査課発表の高松市の令和6年7月分消費者物価指数でございます。

令和2年を100とした総合指数は108.3、前年同月比は3.3%の上昇となっております。

139ページの資料23は、内閣府による令和6年8月の月例経済報告でございます。

「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とされております。

149ページの資料24は、令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況でございます。

平均妥結額は17,415円、前年比6,170円の増、賃上げ率5.33%で、前年に比べ1.73ポイント増加しております。

資料については、以上でございます。

○東部会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明について何かご質問はありますか。

○各委員

(質問なし)

○東部会長

はい。それでは、最後に、事務局から何かありますでしょうか。

○貸金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に
残っていただきますようお願いいたします。

以上です。

○東部会長

それでは、以上を持ちまして、合同によります第1回専門部会を
閉会いたします。

ありがとうございました。

――了――